

ガイドライン比較表（静岡県、京都府、大分県）

	静岡県 (H16/11)	京都府 (H18/12)	大分県 (H24/1)
目的・趣旨	<p>はじめに</p> <p>1 防犯カメラとプライバシー</p> <p>犯罪が増加する中、静岡県では「人の目」による見守り合いを基本として犯罪の起きにくい“防犯まちづくり”を推進していますが、「人の目」が行き届かないところに対しては、防犯カメラを設置することも犯罪の抑止に有効です。</p> <p>しかしその一方、人には、自己の容ぼう等のみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条(個人の尊重)により保障されています。防犯カメラを設置し、利用するすべての人が、被写体となる不特定多数の個人のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要です。</p> <p>そこで静岡県では、全国に先駆け防犯カメラの適正な運用に配慮すべき事項を定めたガイドラインを作成し、防犯カメラを設置し、利用する皆様に活用いただくことにより、防犯カメラによる犯罪の防止とプライバシー保護の調和を図ることとしました。</p>	<p>京都府では、京都府犯罪のない安全・安心なまちづくり条例（平成 16 年 12 月 24 日京都府条例第 42 号）や、京都府犯罪のない安全・安心なまちづくり計画に基づき、施設等における防犯性の向上による安心・安全なまちづくりを推進しています。</p> <p>その中で、犯罪防止のため、施設等において防犯カメラの設置が進められていますが、防犯カメラについては、プライバシーなどの人権が侵害されるのではないかという不安を感じる人もいます。</p> <p>そのため、防犯カメラの設置に当たっては、適切な手続きにより管理・運用が行われる必要があります。</p> <p>そこで、京都府では、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図るため、防犯カメラの適切な管理・運用に関するガイドラインを策定しました。</p>	<p>大分県では、安全で安心して暮らせる社会の実現のため、『大分県安全・安心まちづくり条例（平成 16 年 8 月 1 日施行。以下「条例」という。）』に基づき、県民、事業者の方々及び市町村等の関係機関・団体が協働して、防犯のまちづくりを推進しています。</p> <p>前記条例に基づく防犯上の指針では、防犯上有用な設備の一つとして防犯カメラの活用を促していますが、県下では、商業施設や金融機関、駐車場等に防犯カメラが自主的に設置されており、防犯カメラの設置が、犯罪の防止に有用であることは多くの方々が認識しています。</p> <p>しかし、その一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる県民の方もいます。</p> <p>そこで、大分県では、県民の防犯カメラに対する不安感の解消を図りプライバシーを保護するとともに、防犯カメラの設置者が、防犯カメラを適切に設置及び運用し、効果的に活用できるよう、設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。</p> <p>※ 防犯上の指針とは、「住宅における犯罪の防止に関する指針」、「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐輪場に関する防犯上の指針」、「観光施設等における観光旅行者の安全確保に関する指針」、「学校等における児童等の安全確保に関する指針」をいいます。</p>
定義・対象	<p>2 防犯カメラとは</p> <p>このガイドラインでは、防犯カメラとは、金融機関の店舗、小売店舗、劇場・映画館、スポーツ・レジャー施設、ホテル・旅館、鉄道駅、駐車場及び商店街等不特定多数の者が利用する施設や場所において、犯罪の予防を目的(犯罪の予防を副次的目的とする場合も含む。)として、特定の場所に常設しているカメラをいいます。</p> <p>3 防犯カメラに記録された個人の画像の性格</p> <p>防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律」におけるガイドラインにおいても明記され、保護の対象となっています。</p> <p>犯罪の予防のためといえども、個人情報は適正に保護されるべきものです。</p>	<p>ガイドラインの対象となる防犯カメラ</p> <p>ガイドラインの対象となる防犯カメラは、設置主体にかかわらず、次のすべての要件を満たすカメラとします。</p> <p>1 防犯カメラの設置目的</p> <p>主として犯罪の防止を目的とするカメラとします。</p> <p>施設の利用状況、混雑程度の把握等を主目的とし、犯罪の防止を副次的目的とする場合を含みます。</p> <p>※ 設備や装置等の管理、学術研究、報道を主目的とするカメラは対象となりません。</p> <p>2 防犯カメラの設置場所</p> <p>次の場所などに設置し、不特定多数の人を撮影するカメラとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「道路」、「公園・広場」 ○ 「商店街・繁華街」、「地下街・駅などの自由通路」 ○ 「金融機関」、「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」 ○ 「劇場・映画館」、「スポーツ・レジャー施設」 ○ 「ホテル・旅館」 ○ 「駐車場」 ○ 「病院」 ○ 「社寺」 など <p>※ 不特定多数の人の出入りが想定されないマンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などをもっぱら撮影している場合は対象となりません。</p> <p>3 装置</p> <p>画像撮影装置のほか、ビデオ、DVD、ハードディスクなど画像を記録し、表示する機能を備えたカメラとします。</p> <p>※ 画像記録機能を備えていないカメラは対象となりません。</p>	<p>2 ガイドラインの対象となるカメラ</p> <p>次の要件を満たすカメラをこのガイドラインの対象としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪の防止を目的に設置されているカメラ 施設の利用状況の把握や防災等を主目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは、このガイドラインの対象としています。 ○ 不特定かつ多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ <p>例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道路」「公園・広場」「自動車駐車場・自転車駐輪場」 ・「商店街・繁華街」 ・「空港ターミナル」「鉄道駅」「バスターミナル」 ・「金融機関」「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」 ・「劇場・映画館」「スポーツ・レジャー施設」「ホテル・旅館」 <p>等の場所に継続的に設置されているカメラをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 録画装置（ビデオ、DVDレコーダー、HDD等）を備えるカメラ <p>録画装置を備えていないカメラは、画像の漏えいや目的外の利用のおそれがないことから、このガイドラインの対象としません。</p> <p>※ 上記の要件をすべて満たさないカメラ（例えば、録画装置を備えていないカメラ）であっても、不特定多数の人を撮影している場合は、プライバシーを侵害するおそれがあります。このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護に配慮するとともに設置目的に沿った適切な運用を行うことが必要です。</p>

ガイドライン比較表（静岡県、京都府、大分県）

	静岡県(H16/11)	京都府(H18/12)	大分県(H24/1)
設置者等の責務	<p>5 秘密の保持</p> <p>防犯カメラの管理責任者等は、防犯カメラによって人の容ぼう・姿態という個人情報を大量に収集し、管理することとなります。したがって、防犯カメラの管理責任者等は、画像データそのものはもちろんのこと、画像から知り得た情報をみだりに人に漏らしてはなりません。</p> <p>ただし、自分の映っている画像を確認してほしいという本人からの申し出があつた場合は、他の人の画像データを含む画像の除去など、第三者の画像データの漏えい防止に十分配慮した上で、できる限り応じてあげてください。</p>	<p>4 防犯カメラ設置者・管理責任者が守るべきこと</p> <p>防犯カメラの設置者及び管理責任者（以下「設置者等」という。）は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めることとします。</p> <p>① 適切に画像を取扱うこと。</p> <p>② 知り得た情報を漏えいしたり、不当な使用をしないこと。 なお、設置者等でなくなった後においても同様とします。</p> <p>③ 管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないよう必要な措置をとること。</p> <p>④ その他、適切な管理・運用に関し、必要な措置をとること。 ※ 設置者は、画像の管理を他の事業者に委託する場合は、規程を定めるなど、委託業者に適切な管理をさせることとします。</p>	<p>5 設置者等の責務</p> <p>防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めるものとします。</p> <p>(1) 撮影された画像を適正に保管・管理すること。</p> <p>(2) 撮影された画像の利用・提供を制限すること。</p> <p>(3) 苦情に対して適切に対応すること。</p> <p>(4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。</p>
設置場所・撮影範囲	<p>1 防犯カメラの撮影区域</p> <p>防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の予防効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影区域を必要最小限の範囲とする必要があります。</p> <p>また、カメラの向きや角度を調整して、住宅などの私的空間が映り込まないようにしましょう。</p>	<p>1 防犯カメラの設置場所・撮影範囲</p> <p>防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。</p> <p>そこで、防犯カメラを設置・運用するに当たっては、不必要な撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にしておくこととします。</p>	<p>1 設置目的の設定と目的外利用の禁止</p> <p>防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないものとします。</p> <p>2 設置場所、撮影範囲</p> <p>防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあります。</p> <p>そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、設置場所を定めるものとします。</p>
設置の表示	<p>2 防犯カメラの設置の明示</p> <p>防犯カメラの設置に当たっては、人はその容ぼう等をみだりに撮影されない自由があることから、本人の知らないうちに撮影されること（いわゆる「隠し撮り」）とならないよう、防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示することが必要です。</p> <p>更に、防犯カメラの撮影区域内だけでなく、撮影区域に立ち入る前の場所にも表示することにより、撮影区域であることを認識させ、犯人に犯行を思いとどまらせる抑止効果が高まります。また、その表示により、被撮影者に対し、撮影区域に入らないという選択の機会を与えることが必要です。</p>	<p>2 防犯カメラを設置していることの表示</p> <p>防犯カメラの設置者は、誰にでもわかるように、建物や施設の出入り口など設置区域内の見やすい場所に、設置者の名称・連絡先や防犯カメラを設置していることを表示することとします。</p>	<p>3 防犯カメラを設置していることの表示</p> <p>誰にでもわかるように、撮影対象区域内、または付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していること、及び設置者の名称を表示するものとします。（設置者が設置場所等から明らかな場合には設置者の名称を表示しないことができます。）</p> <p>犯罪を抑止する効果を高めるため、及びプライバシー保護の観点から必要です。</p>
管理責任者等	<p>3 管理責任者の指定</p> <p>防犯カメラは、その運用を誤れば、個人のプライバシーの侵害につながりますので、その管理、運用に関する責任者を定め、適正に運用する必要があります。</p>	<p>3 防犯カメラ管理責任者の指定</p> <p>防犯カメラの設置者は、適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定することとします。</p>	<p>4 管理責任者の指定、操作取扱者の指定</p> <p>防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定するものとします。</p> <p>管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定して機器の操作等を行わせませす。</p>

ガイドライン比較表（静岡県、京都府、大分県）

	静岡県(H16/11)	京都府(H18/12)	大分県(H24/1)
画像の管理	<p>4 画像データの保存・取扱い</p> <p>画像による個人に関するデータが、本人の知らない間に、社会に出回るといことは、恐ろしいことです。防犯カメラの画像データが外部に漏れることのないように、一定のルールに基づき慎重な管理を行うことが必要です。</p> <p>(1) 防犯カメラ等の操作担当者の指定</p> <p>防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、機器の操作や画像データの視聴ができる者を限定することが望まれます。操作を行う担当者を指定し、指定された担当者以外の操作を禁止することが必要です。</p> <p>(2) 画像データの保存期間</p> <p>現在、録画装置はデジタル化が進み、小型・大容量のハードディスクを備えた、長時間録画の可能な機種が増えていますが、画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために保存期間は極力短期間とすることが必要です。原則として、最大1箇月以内で必要最小限度の保存期間を決め、不必要な画像データの保存はやめましょう。</p> <p>(3) 画像データ等の厳重な管理</p> <p>モニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体(ビデオテープ、DVD、外付ハードディスク等)やパソコンについては、盗難、管理責任者や操作担当者以外の視聴の防止のため、事務室等の施錠のできる室内又は設備の中で、かつ、関係者以外の者が容易に見通せない場所で厳重に管理し、外部への持ち出しは禁上しましょう。</p> <p>(4) 画像データの消去</p> <p>画像データを消さないでくと、個人情報流出する等の危険性が高まります。</p> <p>保存期間が終了したり、保存の必要のなくなった画像データは、直ちに消去しましょう。</p>	<p>5 防犯カメラにより撮影された画像の適正管理・保管期間など</p> <p>記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像のコピーや持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要となっています。</p> <p>そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。</p> <p>① 記録した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。</p> <p>② 画像を記録したビデオテープ、DVDなどは、保管庫に施錠して保管すること。</p> <p>③ 画像記録装置の取扱いに際しては、部屋の施錠や関係者以外の立入り・使用制限をするなど、安全管理対策を万全にしておくこと。</p> <p>④ 画像の外部持ち出しを禁止すること。</p> <p>⑤ 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。</p> <p>※ プライバシーの保護や安全管理のため、画像の保管はできるだけ短期間とし、「最大1箇月以内」とすることが望まれます。</p> <p>⑥ 保管期間が終了した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、媒体を廃棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にすること。</p>	<p>6 撮影された画像の適正な管理</p> <p>画像のデジタル化や記録媒体の小型化が進み、画像のコピーや持ち出しが容易になっています。</p> <p>そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じるものとします。</p> <p>(1) モニターや録画装置、録画媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなどの施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること。</p> <p>(2) 記録した画像の不必要な複製や加工を行わないこと。また、ビデオテープやDVD等の録画媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること。</p> <p>(3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間(目安として概ね1か月以内)とすること。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとします。</p> <p>(4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、書きによる消去をすること。</p> <p>(5) 録画媒体を処分するときは、破砕または復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法を記録すること。</p>
画像の提供	<p>6 画像データの外部に対する提供</p> <p>事件捜査等のため警察等に画像データを提供する場合でも、組織内の提供手続のルールや提供する場合の基準などを定め、適正に運用しましょう。</p>	<p>6 防犯カメラの画像の利用・提供の制限</p> <p>防犯カメラで撮影された画像については、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧・提供を禁止することとします。</p> <p>1 法令に基づく場合</p> <p>「法令に基づく場合」とは、裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項)、弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合などをいいます。</p> <p>ただし、画像を複写して提供する場合は、原則として裁判官が発する令状によることとします。</p> <p>2 府民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合</p> <p>「府民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合」とは、事件発生直後における緊急の犯罪捜査や、行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。また、設置者等は、他の者に画像を閲覧・提供する場合には、その必要性を慎重に検討するとともに、画像の閲覧・提供に当たっては、提供日時、提供先、提供の目的・理由、画像の内容などを記録しておくこととします。</p> <p>※ 画像から識別される特定の人が、その本人の申し出により画像を提供する場合は、他の人の画像が見えないように配慮し、できる限り応じることとします。</p>	<p>7 撮影された画像の提供の制限</p> <p>県民のプライバシー保護のため、画像を第三者へ閲覧させ、または提供することを禁止します。</p> <p>ただし、次の場合は提供できるものとします。</p> <p>○ 法令に基づく場合</p> <p>裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項)、弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合などをいいます。</p> <p>○ 人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合</p> <p>行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。</p> <p>○ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合</p> <p>警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査などがあります。画像を第三者へ閲覧、または提供する場合は、提供の必要性を十分検討する必要があります。その際、要請者から身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を行うものとします。</p> <p>また、画像を提供した時は、提供日時、提供先、提供理由、画像の内容等を記録するものとします。</p>

ガイドライン比較表（静岡県、京都府、大分県）

	静岡県 (H16/11)	京都府 (H18/12)	大分県 (H24/1)
苦情対応	7 苦情等の処理 防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応しましょう。また、苦情処理担当者を指定し、苦情等に対する対応要領を定めておく必要があります。	7 苦情等への対応 設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。	9 苦情への対応 防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応するものとします。
業務委託		(再掲) 4 防犯カメラ設置者・管理責任者が守るべきこと (中略) ※ 設置者は、画像の管理を他の事業者へ委託する場合は、規程を定めるなど、委託業者に適切な管理をさせることとします。	10 業務の委託 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、設置・運用要領の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。
届出・報告			
運用基準	Ⅲ 運用規定を作りましょう 運用規定の作成 防犯カメラの設置者は、この指針の内容を踏まえた運用を管理責任者、操作担当者等に理解できるようにするため、防犯カメラの運用に関する基準を明文化して定めることが必要です。作成に当たっては、次ページ以降の例を参考にしてください。 また、基準及び基準に基づき定めた具体的な必要事項の一覧表を操作室内に掲示し、管理責任者、操作担当者等に周知、徹底を図ってください	8 防犯カメラ管理・運用規程の策定 設置者等は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、利用目的や利用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ管理・運用規程を定めることとします。 ① 設置目的 ② 設置場所、撮影範囲 ③ 管理責任者の指定 ④ 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理にかかる媒体の保管方法、保管期間、消去方法 ⑤ 画像の利用・提供の制限 ⑥ 苦情処理 ⑦ その他必要な事項	第3 設置・運用要領の作成及び適切な運用 このガイドラインは、犯罪を防止するという防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護の調和を図るため、配慮していただきたい最低限の事項をまとめたものです。 防犯カメラを設置し、または設置しようとしている方は、このガイドラインや設置・運用要領の参考例をもとに、それぞれの設置目的や利用形態に合わせて「防犯カメラ設置・運用要領」を作成しましょう。 設置・運用要領の内容は、防犯カメラを取り扱う者全員に徹底させ、適切な運用に努めてください。
運用基準の例	(省略)	(省略)	(省略)
その他		9 その他 (1) ガイドラインの見直し このガイドラインは、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しすることとします。 (2) ガイドラインの活用 犯罪防止目的のカメラ以外であっても、不特定多数の人を撮影している可能性がありますので、このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮をすることとします。 おわりに このガイドラインは、犯罪を防止するという防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護の調和を図るため、防犯カメラの適切な管理・運用に配慮しなければならない最低限の事項をまとめたものです。 防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている皆さん方にとっては、プライバシーなどの人権を十分に配慮しつつ、このガイドラインを参考にしながらそれぞれの利用目的や利用形態に沿った適切な管理・運用に努めていただき、犯罪のない安心・安全な京都を目指していきましょう。 ※ すでに京都府内で防犯カメラを設置している商店街などでは、適切な管理・運用規程を定めて運用しているところもあります。 京都府（府民生活部安心・安全まちづくり推進課）では、管理・運用規程の参考例の情報を提供しています。	8 個人情報保護法の遵守 防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。 事業者が個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うものとします。 11 保守点検等 防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うものとします。 防犯カメラシステムに使用するパソコンがインターネットに接続している場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に配慮するものとします。